

## (別紙)

## 借上げ型応急住宅の契約条件等

## 1 住宅の条件

項目	基準
耐震性	昭和 56 年 6 月以降に建築した住宅又は、昭和 56 年 5 月以前に建築した住宅のうち耐震診断（耐震補強後のものを含む。）の結果で耐震性が確認された住宅
立地・環境	通常の生活を営むのに適した場所 原則として日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等が考慮されたもの
建て方	戸建、長屋建て、共同建てを問わない
間取り	世帯人数ごとの目安 1人世帯：1DK程度まで、2人世帯：2DK程度まで、3～4人世帯：3DK程度まで、5人以上世帯：4DK程度まで
設備	一般的な住宅としての機能を備えているもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定の実施される区域の物件については、判定結果が「調査済」（緑のステッカー貼付）であること</li> <li>・土砂災害特別警戒区域外であること</li> </ul>

## 2 契約条件

項目	条件									
契約種別	借地借家法第 38 条に定める定期借家契約									
契約期間	最大 2 年間									
家賃	月額下表の金額以内（税込）で社会通念上妥当な額（管理費、共益費を含み、駐車場代、自治会費、ペット飼育追加費は除く。） ※世帯ごとの上限金額を超える部分を自己負担して入居することは認められません。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3～4人世帯</th> <th>5人以上世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>50,000 円</td> <td>65,000 円</td> <td>70,000 円</td> <td>100,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯	上限額	50,000 円	65,000 円	70,000 円
	1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯						
上限額	50,000 円	65,000 円	70,000 円	100,000 円						
敷金	なし									
修繕相当費	家賃の 2 か月分（契約時に支払い）									
礼金	家賃の 1 か月分を限度とする									
支払い時期	家賃は、初回は契約成立の翌月末までに支払う。 以後は、当月分を翌月末までに支払う。なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする。									
支払い	県が負担：家賃、管理費、共益費、礼金、修繕相当費、仲介手数料、損害保険料、入居時鍵等交換費									
	入居者が負担：駐車場使用料、光熱水費、自治会費、ペット飼育追加費等									
仲介手数料	借主は、家賃の 0.55 月分とする。なお、貸主からは、法律の範囲内で任意。									